

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 2 年 8 月 20 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査。

第 3 監査の対象

(1) 対象部局等

総務部	総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課
市民生活部	市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課
健康福祉部	福祉課、生活支援課、介護保険課、高齢者支援課、保育児童課（ごじょう保育所）、元気づくり課（子育て支援センター）
都市整備部	都市計画課、建設課、上下水道課、上下水道施設課
観光経済部	観光推進課、国際・交流課、産業振興課
教育部	社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館、市民図書館）、スポーツ課
議会事務局	議事課
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
会計課	

(2) 範囲

①令和元年度における財務及び事務の執行状況

②その他事務事業の執行状況

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等を審査するとともに、必要に応じて所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 審査の日程

令和2年6月29日から令和2年8月11日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 共通事項

(1) 契約保証金免除理由及び随意契約締結理由について

契約保証金の免除や随意契約を締結する際に、契約保証金免除や随意契約締結の理由として、契約規則や地方自治法施行令の条項のみ記載しているものが見受けられた。

今後、契約事務においては、免除等の条項を適用した理由を明記するなど、適正な事務処理に務められたい。

2 個別事項

(1) 職員の時間外勤務について（総務課）

時間外勤務については、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条及び太宰府市職員時間外勤務規程第2条に基づき緊急の場合や業務の遅延がある場合など、時間外勤務命令が発生するのはやむを得ないと考えられる。

しかしながら、労働基準法・労働安全衛生法などの基準を超えと思われる、長時間の時間外勤務が常態化している部署が見受けられる。

労働基準法・労働安全衛生法など労務管理制度を所属長が十分理解・認識し、

職員の健康管理に注意しながら時間外勤務の縮減に努めるとともに、さらなるIT化の推進、会計年度任用職員や業務委託の活用を図りながら時間外勤務の削減に向けた取り組みに努められたい。

(2) 「太宰府古都・みらい基金」推進会補助金について（経営企画課）

「太宰府古都・みらい基金」への寄附を推進するための組織として推進会が設置され毎年50万円を補助しているが、寄附金の最近5年間の実績は毎年10万円未満にとどまっており、法第232条の2に規定する公益上の必要はもとより、効率的な成果があるかどうか疑義が生じるため、補助金の見直しを行われたい。

(3) 太宰府北寿苑跡地の活用について（環境課）

太宰府市と大野城市で構成する一部事務組合、大野城太宰府環境施設組合が運営していた火葬場「太宰府北寿苑」が平成21年3月に閉場し、かなりの期間が経過している。跡地は未利用のままとなっており、今後の利用計画も定まっていない。今後は払い下げられ太宰府市の財産となる予定とのことなので、早急に利用方法を検討し、財産の有効活用に努められたい。

(4) 補助金等について（経営企画課）

平成29年度定期監査及び行政監査において、補助金等の交付に関する基本的な規定を早急に整備されたい旨指摘し、平成30年2月と12月に補助金交付規則の案を作成し整備に向けて協議中との内容の措置状況の報告を受けているものの、いまだに補助金交付規則が整備されていない。指摘した事項については重要課題と認識し、早急に整備されるよう努力されたい。

(5) 消防団員報酬等について（防災安全課）

平成30年度第1期定期監査及び行政監査において、消防団員の報酬及び費用弁償を条例に従って直接本人の口座へ振込むよう求めているが、いまだに改善されていない。消防団員の報酬等の支給方法については、令和元年12月13日付消防庁長官通知においても通知されており、指摘した事項については重要課題と認識し、早急に改善されたい。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にさせていただきたく意見を申し上げる。

コロナウイルス感染症対策や働き方改革の推進のために、情報セキュリティ等の研究をされ、テレワーク等の推進を図っていただきたい。また、業務の電子化、外部委託化を一層推進し、業務の効率化に努められたい。

生活保護に係る返還金や災害援護資金貸付に係る償還金など原課で滞納となっている債権について、一定期間経過後納税課に集約し、人員も整えたうえで職員の専

門性をもって回収を行えるような体制を検討いただきたい。

ごじょう保育所を公設公営で残しているが、公設公営の保育所としての存在意義を示す必要がある。発達に遅れのある児童の受け入れ等積極的な対応をされているようだが、そのような特に配慮が必要な児童の保育についても、その費用の増加分を上乗せして外部委託や指定管理した方が経済的ではないのか。費用対効果の観点から公設民営等での運営方法を検討していただきたい。